

①

議 案 書

教育委員会
令和5年3月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 4
日 程 2	第15号議案 …… 教育委員会の非常勤の職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	P 5 ~ 8
日 程 3	第16号議案 …… 長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則及び長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則	P 9 ~ 11
日 程 4	第17号議案 …… 長崎市立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	P 12 ~ 14
日 程 5	第18号議案 …… 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程	P 15 ~ 17
日 程 6	第19号議案 …… 長崎市教育委員会事務局マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程	P 18 ~ 19
日 程 7	第20号議案 …… 長崎市教育委員会個人情報保護に関する規則	P 20 ~ 21
日 程 8	第21号議案 …… 長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置規程	P 22 ~ 23
日 程 9	第22号議案 …… 長崎市教育委員会死者情報取扱規則	P 24 ~ 25

日 程 1 0	第 2 3 号 議 案 ……………	P 2 6 ~ 2 8
	長崎市教育委員会職員の在宅勤務に関する 規程の全部を改正する規程	
日 程 1 1	第 5 号 報 告 ……………	P 2 9 ~ 3 1
	専行処分について（長崎市教育委員会事 務局及び教育機関組織規則の一部を改正 する規則の一部を改正する規則）	
日 程 1 2	第 6 号 報 告 ……………	P 3 2 ~ 3 5
	長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果 について	
日 程 1 3	第 7 号 報 告 ……………	P 3 6 ~ 5 2
	専行処分について（職員の人事について）	
日 程 1 4	第 2 4 号 議 案 ……………	P 5 3 ~ 5 6
	長崎市図書館運営協議会委員の委嘱につ いて	
日 程 1 5	第 8 号 報 告 ……………	P 5 7 ~ 5 9
	長崎市教育支援委員会の審議結果につい て	

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和4年10月31日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和4年11月8日定例会議事録案 . . . 別 添

第 1 5 号議案

教育委員会の非常勤の職員の報酬等に関する規則の一部を改正する
規則

教育委員会の非常勤の職員の報酬等に関する規則（昭和 4 7 年長崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「8, 7 0 0 円」を「8, 8 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「7, 8 5 0 円」を「7, 9 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

長崎市附属機関に関する条例別表第 1 教育委員会の項及び別表第 2 に規定する附属機関の委員に対する報酬を改定するため、関係規定を改正したので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 教育委員会の非常勤の職員の報酬等に関する規則新旧対照表

・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

○ 長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

- 2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる類型の附属機関を設置する。

別表第1

附属機関の属する執行機関	名 称	担 任 事 務
教育委員会	長崎市立学校通学区 域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区 域の設定及び変更に関する重要事項 の調査審議に関すること。

	長崎市教科書採択審議会	市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書採択に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市教育支援委員会	本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（就学予定者を含む。）のうち視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児、病弱児等に対する適切な就学及び教育支援に関する必要な事項の調査審議に関すること。
	長崎市指定文化財等保存・整備委員会	重要文化財及び史跡の保存、活用及び整備等に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市出島史跡整備審議会	出島和蘭商館跡の整備に関する重要事項の調査審議に関すること。

別表第2

附属機関の類型	担当事務	設置期間
受注者の選定に係る審査会	本市が発注する業務に係る受注者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	設置の日から執行機関等が対象を決定する日まで
指定管理者の候補者の選定に係る審査会	本市の公の施設の指定管理者の候補者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	

第 16 号議案

長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則及び長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

(長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則の一部改正)

第 1 条 長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則(昭和 37 年長崎市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「もの」を「職員」に改める。

(長崎市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第 2 条 長崎市教育委員会職員職名規則(昭和 50 年長崎市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。))附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、

第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、第1条の規定による改正後の長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則第2条第2項に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則第2条第2項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、第2条の規定による改正後の長崎市教育委員会職員職名規則第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則第2条の規定を適用する。

令和5年3月29日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則新旧
対照表 ・ ・ 別 添
- ・ 長崎市教育委員会職員職名規則新旧対照表 ・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

第 17 号議案

長崎市立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

長崎市立学校職員の給与等に関する規則（平成 3 年長崎市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 4 条第 3 項を削る。

附則に次の 2 項を加える。

（市町村立学校教職員給与等条例附則第 26 項の適用を受ける幼稚園に勤務する学校職員に係る経過措置）

- 3 市町村立学校教職員給与等条例附則第 26 項の適用を受ける職員に対する第 3 条第 4 項の規定の適用については、当分の間、同項中「37,000 円」とあるのは、「管理職手当の額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。
- 4 市町村立学校教職員給与等条例附則第 26 項の適用を受ける職員に対する第 5 条の規定の適用については、当分の間、同項中「別表第 1 に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額」とあるのは、「別表第 1 に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の長崎市立学校職員の給与等に関する規則第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則第2条の規定を適用する。

令和5年3月29日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

地方公務員法と長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、並びに定年引上げに伴う幼稚園に勤務する学校職員の管理職手当及び義務教育等教員特別手当の支給について、関係規定を整備したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市立学校職員の給与等に関する規則新旧対照表 ・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

[中 略]

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

第 18 号議案

長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「もの」を「職員」に改める。

別表生涯学習課の項中「生涯学習課」を「生涯学習施設課」に改め、同表香焼図書館の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）は、改正後の長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に

関する規程第2条第2項に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規程第2条第2項の規定を適用する。

令和5年3月29日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

地方公務員法の一部が改正されたこと、生涯学習課の組織改編をすること、香焼図書館の人員体制を見直すことに伴い、関係規定を整備したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表
- ・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔 中 略 〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕

第 19 号議案

長崎市教育委員会事務局マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会事務局マイクロフィルム文書取扱規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中 「(生涯学習課を除く。以下「事務局」という。)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

本庁と離れた市民会館に執務室があった生涯学習課が新庁舎に移転したことに伴い、マイクロフィルム文書の取り扱いについて教育委員会の他所属と同様にするため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会事務局マイクロフィルム文書取扱規程新旧対照表

・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

第 20 号議案

長崎市教育委員会個人情報保護に関する規則

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び長崎市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎市条例第 40 号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎市個人情報保護に関する規則（令和 4 年長崎市規則第 10 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（関係規則の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 長崎市個人情報保護条例施行規則（平成 14 年長崎市教育委員会規則第 9 号）
 - (2) 長崎市特定個人情報保護条例施行規則（平成 27 年長崎市教育委員会規則第 29 号）

令和 5 年 3 月 29 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び長崎市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎市条例第 40 号）の施行に関し、必要な事項を定めたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

第 2 1 号議案

長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置規程

長崎市教育委員会が保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程（令和 5 年長崎市訓令第 2 号）の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える長崎市安全管理措置規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条	総務部長	教育総務部長
第 4 条第 1 項	防災危機管理室その他これに準ずる室及び各地域センター	適正配置推進室及び学校給食センター整備室
第 6 条	総務部総務課長	教育総務部総務課長

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 6 条第 1 項の規定に基づき定める必要のある、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な事項を定めたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

・ 長崎市保有個人情報等安全管理措置規程

・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

○ 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

[以下、略]

第 2 2 号議案

長崎市教育委員会死者情報取扱規則

長崎市教育委員会が保有する死者情報の適切な取扱いに関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎市死者情報取扱規則（令和 5 年長崎市規則第 1 4 号）その他市長が定める規程の例による。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

死者に関する情報の取扱いは、個人情報保護制度とは別の制度として必要な事項を定めたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市死者情報取扱規則

・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

[以下、略]

第 2 3 号議案

長崎市教育委員会職員の在宅勤務及びサテライトオフィス勤務に関する規程

長崎市教育委員会職員の在宅勤務に関する規程（令和 3 年長崎市教育委員会訓令第 7 号）の全部を改正する。

長崎市教育委員会の職員の在宅勤務及びサテライトオフィス勤務の実施に関し必要な事項については、長崎市職員の在宅勤務及びサテライトオフィス勤務に関する規程（令和 5 年長崎市訓令第 3 号）その他市長が定める規程の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（長崎市事務決裁規程の一部改正）

2 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号中「又は在宅勤務」を「、在宅勤務又はサテライトオフィス勤務」に改め、同項第 3 号中「又は在宅勤務」を「、在宅勤務又はサテライトオフィス勤務」に改める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

職員が通常勤務している庁舎以外の場所を就業場所とするサテライトオフィス勤務制度を導入することにあたり関係規定を整備したいため、長崎

市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程新旧対照表
・ ・ 別 添
- ・ 長崎市教育委員会職員の在宅勤務に関する規程
・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔 中 略 〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕

第 5 号報告

専行処分について（長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）

「施設課」を「学校施設課」に名称変更するが、新規異動者以外は発令を行わないことから、必要となる経過措置を整備する必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 27 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第 3 条の規定により別紙のとおり専行したので、報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「別 紙」

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則（令和5年長崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の次長、課長、係長、主任若しくは主事の職を命ぜられ、又は当該所属の勤務に命ぜられている者は、別に発令がされない限り、これに対応する同表右欄に掲げる所属の次長、課長、係長、主任若しくは主事の職を命ぜられ、又は当該所属に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
教育総務部 施設課 企画係 管理係	教育総務部 学校施設課 企画係 管理係

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年3月23日

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔中 略〕

第3条 教育長は、緊急やむを得ないと認めるときは、前条第1項各号に掲げるものであっても専行することができる。ただし、その場合は、次の委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕

第 6 号報告

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和 5 年 2 月 1 0 日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

長崎市恐竜博物館運営協議会

会長 水 嶋 英 治

理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第 1 5 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

- 1 日時 令和5年2月10日（金）10時00分から11時30分まで
- 2 場所 長崎市役所5階 第4委員会室
- 3 出席者 委員 10人中10人出席
事務局 生涯学習課長、同課係長、同課職員2人
指定管理者 代表企業取締役、恐竜博物館長及び係長

4 審議概要

(1) 議事

ア 令和5年度事業計画について

イ その他（化石発掘用地の取得状況、恐竜博物館の臨時休館）

5 主な意見

- (1) 夏の企画展は恐竜の食性に注目した企画として面白いと感じたが、ジオラマ背景は学術的に破綻している。影の主役である餌、植物に関して、古植物学的に不正確な内容も含まれていたため、専門家による監修を受けて改善していただきたい。
- (2) 秋の企画展は、恐竜博物館の企画展で、ペンギン水族館とのコラボ企画ということがわかるタイトルにしなければ、来館者の関心をひかないのではないかと感じた。
- (3) 現在のワークショップでは未就学児に対しては効果的だが、小学1年生以上の参加者には物足りないと感じている。もう少し高レベルなものも実施していただきたい。
- (4) アンケートでは来場者の年代が20代から40代だけで半数を超えていることから、インスタグラム等のSNSの活用は効果的だと思う。インスタグラムのフォロワーは173名とまだ少ないので、増やす努力が必

要だと思う。

- (5) 教育委員会と連携した公立小中学校生徒のタブレットによるチラシデータの配信は積極的に行ってほしい。
- (6) 修学旅行では、いくつかの施設を周遊するようなコースが求められているため、その点を考慮して誘致活動を行った方が良い。

「参 照」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第14条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第15条 条例第14条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕